



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア三輪店
長野市三輪5-43-21ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)マツヤ三輪店
(変更後)デリシア三輪店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア吉田店
長野市吉田4-3-21ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)マツヤ吉田店
(変更後)デリシア吉田店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
篠ノ井イーストショッピングセンター
長野市篠ノ井会字上東原758-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア若槻店
長野市徳間1-10-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)マツヤ若槻店
(変更後)デリシア若槻店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア更北店
長野市青木島町大塚字北島946ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)更北中央ショッピングセンター
(変更後)デリシア更北店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア上松店
長野市上松945-4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)マツヤ上松店
(変更後)デリシア上松店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユーパレット長野北店
長野市大字若槻東条526-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
花岡 六四朗
花岡 春子
花岡 尚登
長野市大字若槻東条553
大成産業株式会社
長野市大字栗田857-1
株式会社デリシア
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)ユー・パレット北長野店
(変更後)ユーパレット長野北店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
飯山ショッピングタウン
飯山市大字静間字町尻1388-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ケーヨー
千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成30年3月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア飯山店

飯山市大字静間字米黒419-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)アップランドデリシア飯山店

(変更後)デリシア飯山店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)アップランド	小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日

5 届出年月日

平成30年3月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年5月1日から平成30年9月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア中野店

中野市大字吉田字柿ノ木726ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155-28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)マツヤ中野店

(変更後)デリシア中野店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツヤ	小山 栄造	長野市大字北尾張部710-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)デリシア	阿部 仁志	松本市大字今井7155-28

4 変更した年月日

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成30年3月23日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年5月1日から平成30年9月3日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県北信地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
信濃毎日新聞社松本本社
松本市中央2-20-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信濃毎日新聞株式会社
長野市大字南長野字南県町657
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信濃毎日新聞(株)	小坂 壮太郎	長野市大字南長野字南県町657
未定		

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信濃毎日新聞(株)	小坂 壮太郎	長野市大字南長野字南県町657
(株)ウィルダネス	井藤 昌志	松本市大手1-3-29
(株)丸山珈琲	丸山 健太郎	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1154-10
(株)ゴールドウィン	西田 明男	富山県小矢部市清沢210
(株)信州芽吹堂	東方 弘	松本市村井町北2-13-71
(株)エイアンドエフ	赤津 大介	東京都新宿区大久保1-1-9

- 4 変更した年月日
平成30年3月23日
- 5 届出年月日

- 平成30年4月19日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成30年5月1日から平成30年9月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
信濃毎日新聞社松本本社
松本市中央2-20-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信濃毎日新聞株式会社
長野市大字南長野字南県町657
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)丸山珈琲	午前9時	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)丸山珈琲	午前8時	午後8時

- 4 変更する年月日
平成30年4月20日
- 5 届出年月日
平成30年4月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成30年5月1日から平成30年9月3日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

紳士服アオキ上田産業道路店

上田市材木町2-93-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社AOKI

代表取締役 中村 宏明

神奈川県横浜市都筑区葛が谷6-56

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日

平成28年11月3日

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオ

茅野市本町東5199ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ちの本町共同店舗事業協同組合

代表理事 伊藤 治

茅野市本町東10-47

合同会社西友

職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽2-1-1

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日

平成27年3月31日

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成30年5月1日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

小諸都市計画道路

3・5・6号 市町線

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び小諸市役所

都市・まちづくり課

公告

松本市神林土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月1日

長野県松本地域振興局長 小野 浩美

理事

新任

氏名	住所
坂上 茂敏	松本市大字神林696番地
実村 文喜	松本市大字神林647番地
上條 良行	松本市大字神林201番地
岡村 吉廣	松本市大字神林2772番地
大嵩崎 年成	松本市大字神林1959番地2
赤羽 利夫	松本市大字神林3312番地

重任

氏名	住所
上原 悦男	松本市大字神林2433番地
三村 直博	松本市大字神林220番地2
田中 重憲	松本市大字和田3699番地8
武居 茂樹	松本市大字今井2604番地

退任

氏名	住所
渡辺 泰朋	松本市大字神林193番地イ号
塩原 治	松本市大字神林642番地
塩原 利文	松本市大字神林646番地
村山 修一	松本市大字神林1898番地1
佐々木 正富	松本市大字神林2588番地
筒井 豊	松本市大字神林3974番地1

監事

新任

氏名	住所
----	----

塚田昌明 松本市大字神林672番地
 田口誠 松本市大字神林2262番地
 塩原敏雄 松本市大字神林4075番地1

退任

氏名	住所
上原史明	松本市大字神林2728番地3
上條邦里	松本市大字神林114番地
百瀬淳	松本市大字神林1737番地

農地整備課

公告

松本市薄川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成30年5月1日

長野県松本地域振興局長 小野浩美

理事**新任**

氏名	住所
横内義直	松本市里山辺4866番地

退任

氏名	住所
加藤勝明	松本市里山辺4984番地

農地整備課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成30年5月1日

長野県公営企業管理者 小林透

名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ヤナギサワ	長野県上田市大屋386番地14	平成30年4月24日

水道事業課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成30年5月1日

長野県公営企業管理者 小林透

名称	所在地	廃止年月日
柳沢興業	長野県上田市大屋375-9	平成30年4月17日

水道事業課